

ワンストップ支援センターあり方検討庁内ワーキンググループ会議設置要領

第1条 目的

性犯罪・性暴力の被害者等が潜在化せず、早期に適切な支援を受けられるようワンストップ支援センターに求められる相談体制や支援のコーディネート機能の強化のための関係機関との連携方策などについて検討するとともに、増加傾向にある性犯罪・性暴力被害者に適切に対応できる持続可能なワンストップ支援センターのあり方について検討する。

第2条 検討事項

会議は、次の事項を調査、検討する。

- (1) 相談体制の連携及び整理(被害時の相談、アフターケア)
- (2) 各部局の役割の明確化及び連携体制の確立
- (3) 各部局所管の施設・関係団体との協力体制の構築

第3条 構成

- (1) 座長は、政策企画部危機管理室治安対策課長をもって充てる。
- (2) 会議は、座長及び別表に掲げる担当課の職員のうち、各機関の長が指定する者で構成する。

第4条 会議

- (1) 座長は、必要に応じて会議を招集する。
- (2) 座長は、必要に応じて構成員以外の者に対して会議への出席を求めることができる。
- (3) 会議は、原則非公開とする。ただし、構成員が協議して公開を認めた場合は、この限りでない。

第5条 情報の取扱いの制限

第3条に掲げる会議を構成する各機関から提供された個別事案や業務上における機微な情報は、会議の目的以外には利用又は提供しないものとする。

第6条 庶務

会議の庶務は、政策企画部危機管理室治安対策課が行う。

第7条 その他

この要領で定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、座長が定める。

附則

この要領は、令和6年9月24日から施行する。

別表

部局名	担当課
府民文化部	男女参画・府民協働課
福祉部	子ども家庭局 家庭支援課
健康医療部	保健医療室 地域保健課
教育庁	教育企画総務課
府警本部	総務部 府民応接センター
	刑事部 捜査第一課
政策企画部(事務局)	危機管理室治安対策課